

# 特別徴収全実施のお知らせ

日頃より岩倉市税務行政にご協力いただきありがとうございます。

岩倉市では、平成23年度から地方税法の規定に該当する従業員を雇用されている全ての事業所を市県民税の特別徴収義務者に指定させていただきます。

これまで岩倉市では、特別徴収義務者にあたる事業所であっても、ご都合をお伺いして、普通徴収を希望される場合は普通徴収に切替える取り扱いをしていましたが、平成23年度からは、地方税法(321条の3、321条の4)の規定で特別徴収に該当する場合は特別徴収義務者に指定させていただきます。

特別徴収に該当される従業員が在職されている事業所には、5月中旬ごろに特別徴収の決定通知書を送付させていただきます。

## 注意

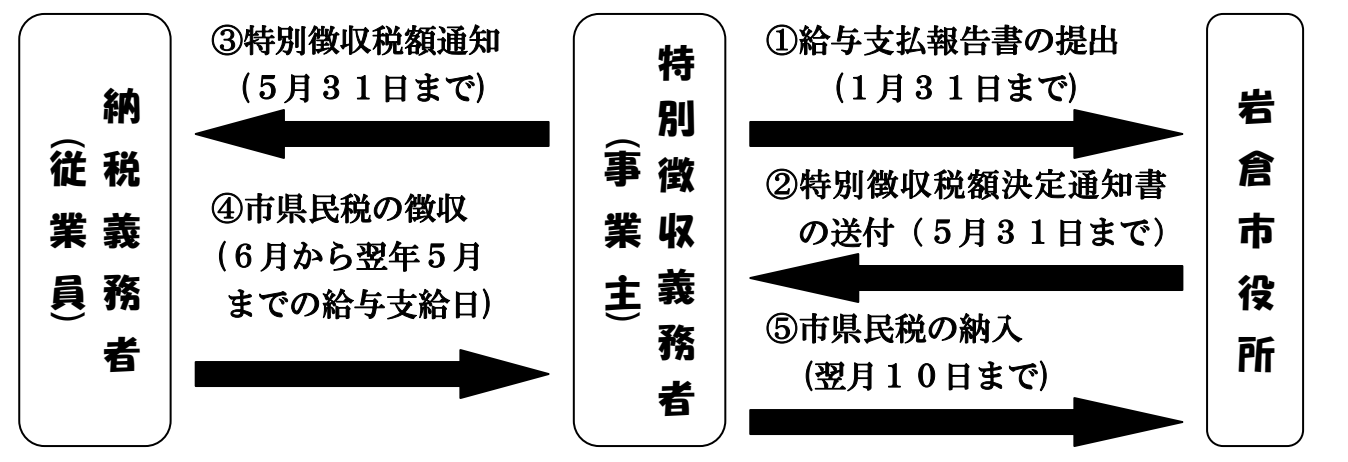
パートやアルバイトのような従業員につきましても、定期的に雇用される人で源泉徴収をされている場合は、特別徴収をお願いすることになります。

## 従業員のメリット

- ◎特別徴収の場合、1年間分の税額を12回に分けるので、1回あたりの納付額が少なくなります。**\*普通徴収の場合、1年間分の税額を4回に分けます。**
- ◎給与から天引きしていただきますので、納め忘れがなくなります。

## 市・県民税特別徴収のしくみ

毎月、従業員に給与支払いされる際に、源泉徴収税や社会保険料と同様、市県民税を給与天引きしていただき、毎月の納期までに納めていただく制度です(下図参照)。



## 特別徴収の基準

- ◎源泉徴収をする従業員であれば、正社員・パート・アルバイトを問わず、特別徴収をしていただくことになります。
- ◎退職することが明らかな人等は普通徴収にできます。
- \*詳しくは、岩倉市役所税務課までお問い合わせください。

# Q & A

## Q 仕事が増えてしまうと、特別徴収を断ることはできないですか？

A 地方税法や市条例により、特別徴収に該当する従業員が在職されている場合、特別徴収をすることが義務付けられていますので、従業員が特別徴収に該当される場合は、自動的に特別徴収義務者として指定させていただくこととなります。

特別徴収義務者として指定された場合、特別徴収をしていただくことが義務となります。

特別徴収義務者として指定されて、毎月の市県民税を納付しない場合は、事業主が滞納していることとなります。

また、特別徴収に該当される従業員が普通徴収を希望された場合も、特別徴収から普通徴収への切替えはできません。

◎市県民税特別徴収事務は、給与天引きしていただく市県民税額の計算をしていただく必要がありませんので、源泉徴収税や社会保険料の給与天引き事務と比べて、仕事量は少なくなると思われます。

## Q. 給与天引きした市県民税を支払う際に手数料はかかりますか？

A 送付する納入書を使用して、納入書記載の取扱金融機関やゆうちょ銀行・郵便局にて、現金でお支払いいただく場合には手数料はかかりません。

取扱金融機関やゆうちょ銀行・郵便局以外ですと、誠に申し訳ありませんが、手数料が必要となります。

また、金融機関が行っている地方税納付サービス等をご利用される場合も、手数料が必要となります。

## Q. 他の市町村ではしていないが、岩倉市だけですか？

A 岩倉市では法令遵守、納税の公平性を図るため、特別徴収全実施を行います。岩倉市にお住まいの従業員につきましても、特別徴収に該当される場合、特別徴収にてお願いさせていただきます。

他の市町村にお住まいの従業員が在職されているということでしたら、その従業員も含めて特別徴収をしていただきたいと思います。その際は、お手数おかけいたしますが、その従業員がお住まいの各市町村へご連絡をお願いいたします。

◎特別徴収全実施にあたり、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点などございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

問合せ先: 愛知県岩倉市役所市民部税務課 課税グループ  
TEL0587-38-5806(直通)

# 【市県民税特別徴収事務の流れ】

1. 毎年1月31日までに、給与支払報告書を提出していただきます。
2. 毎年5月中旬ごろに送付する書類の中に①特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)、②納入書、③特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)、その他必要書類が入っています。
3. ①特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている従業員に、毎月、給与をお支払いになる際に給与天引きをしていただきます。

①特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)

毎月、岩倉市役所へ納めていただく市県民税額が記入されています。こちらに記載されている金額どおりに、同封いたしました納入書にて、納めていただきます。

特別徴収の対象となる従業員の氏名と、その従業員の毎月の給与から天引きしていただく市県民税額が記載されています。こちらの金額どおりに各従業員の給与から給与天引きをお願いいたします。

4. 給与天引き後、②納入書(税額等必要事項はプリント済み)にて、毎月の納期限までに納めていただきます。

②納入書

毎月、こちらに記載されている金額を、納めていただきます。  
\*①特別徴収税額の決定通知書の(ア)欄に記載されている金額と同額になります。

- ◎ ③特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)はそれぞれの従業員の方にお渡しください。
- ◎ また、従業員10人未満の事業所の場合、納期の特例の制度もご利用いただけます。納期特例については次項をご参照ください。

## 納期の特例の制度

事業所にて雇用されている従業員が常時10人未満であれば、納期の特例の制度を申請していただくことにより、毎月、給与天引きしていただいた市県民税の納期が年12回から年2回に変更されますので、納めていただく手間が少なくなります。

**簡単です!**

毎月の給与天引き金額は、全て岩倉市役所で計算します。源泉徴収税や社会保険料のように事業所にて計算していただく必要はありません。